



## 帰国した年の年末調整と確定申告

### 第194回

高橋さん：みらい先生、こんにちは。

みらい：高橋さん、こんにちは。シンガポールでのお仕事はいかがですか。

高橋さん：はい。お陰様で海外でのプロジェクトが無事終了し、2年の勤務を終えて、今年の11月に帰国することになりました。今日は、帰国した後の年末調整や確定申告の手続きについて教えて頂けますか。

みらい：はい。帰国をした年に給与所得以外の所得が20万円超える場合には、帰国した年の翌年2月16日から3月15日までの間に、確定申告をする必要があります。

ただし、給与所得のみの場合には、一般的に、確定申告は必要なく、年末調整のみとなります。

高橋さん：私は給与所得以外の所得はありませんので、年末調整を受けることとなりますね。

みらい：帰国日以後に「給与所得者の扶養控除申告書」を会社に提出し、帰国日以後に支給期の到来する11月・12月分の給与について年末調整を受けることとなります。

高橋さん：年末調整について、帰国者の場合、何か注意すべきことはありますか。

みらい：例えば、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除については、日本の居住者である期間内に支払った金額が控除の対象となりますので、「帰国してから年末までに支払った金額」が控除の対象となります。

高橋さん：帰国後に今年の生命保険料を年払いで支払う予定なのですが、年払いで払っている保険料は、月割りで按分計算が必要となるのですか。

みらい：いいえ。「支払の時点」で判定することになりますので、年払いの場合には、その支払の時点で居住者であれば、支払額の全額が控除の対象となります。

但し、全保険期間分の保険料を、保険会社に預けるような形で1回で支払う、いわゆる「前納払い」の保険料については、預けた保険料が払込応答日に充当されますので、非居住者期間内に支払期日が到来する部分については、控除の対象となりません。

高橋さん：分かりました。配偶者控除については従来通り受けられますか。

みらい：はい。配偶者控除や扶養者控除については、年末調整においては「その年の最後に給与の支払をす

る日」の現況において判定されますので、通常の国内勤務の場合と変わりません。

高橋さん：私は給与以外の所得は無く、日本を出国した年は年末調整だけを受けていましたので、確定申告は特に必要ないですね。

みらい：確定申告は、「給与所得以外の所得が20万円を超える場合」の他、「過去3年間に純損失・雑損失の繰越控除の適用を受けている場合」や「住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合」にも必要となります。

高橋さん：そう言えば私は、出国の年までは、年末調整で住宅ローン控除を受けており、転居前に届出書を提出した記憶があります。

みらい：では、高橋さんは、残りの控除期間について、住宅ローン控除の再適用を受けることが出来ます。再適用を受ける最初の年分、つまり今年の方について、一定の書類として

住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

住民票の写し

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

を添付した確定申告書を提出することが必要です。

また、翌年以後の年分については、以前と同様に、年末調整の際に住宅ローン控除を受けることが出来ます。

高橋さん：良く分かりました。ありがとうございます。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社

税理士法人みらいコンサルティング

社会保険労務士法人みらいコンサルティング

Reanda MC 国際公認会計士共同事務所

みらいコンサルティング司法書士事務所

〒100-6004

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階

TEL : 81-3-3519-3970 (代)

FAX : 81-3-3519-3971

URL : <http://www.miraic.jp/>